

令和4年度男性育休促進事業「ワークチェンジ塾」実施業務

1 評価基準

項 目	細 項 目	評価の着眼点	配点
業務実施面	①業務実施体制（業務全体）	・遅滞なく円滑に業務が進められるよう適切な人員体制とられているか。 ・緊急時の対応や組織内でのバックアップが可能な体制となっているか。	10
	②業務実施体制（当日運営体制）	・会場について、円滑な実施が可能な体制がとられているか。 ・オンライン配信について、トラブルなく円滑に実施するために必要な体制がとられているか。	5
	③業務スケジュール	・妥当なスケジュールが生まれ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	10
事業の企画提案内容	①ワークチェンジ塾・ワークショップ(的確性)	・企業の従業員のほか、人事担当者・上司・同僚・家族等に対し、男性の育休休業に係る意識啓発、生活力・社会力の向上及び業務改善の検討等を行う内容となっているか。 ・参加者が、男性の育休休業促進に向けた取組みや考えを共有し、発展できるような内容となっているか。	15
	②ワークチェンジ塾・ワークショップ(実現性)	・実施内容や方法について、事業目的を踏まえた具体的かつ実現可能な提案となっているか。 ・対面により実施する場合は、児童同伴による参加を可能とし、保育希望のある場合は、必要な場所を確保し、当該児童に対する保育を実施できるか。	15
	③ワークチェンジ塾・ワークショップ(獨創性)	・事業者独自の知見、ノウハウや経験を生かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案となっているか。	10
	⑤広報・集客	・具体的な広報・周知の手段が組み立てられており、参加者の確保が見込まれるか。	10
業務実績		・本業務と同種・類似業務を行った実績があり、十分な成果を収めているか。	5
府内企業	本拠・拠点の所在	・提案者の本拠・事業拠点が府内にあるかどうか。	5
経 費	経費見積	・事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業の対象者や内容、効果等からみて適切な範囲であるとともに、委託上限金額の範囲内か。	15

2 採択基準

採択にあたっては、総合点の高い事業から順に採択する。

また、採択事業者が採択後に辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、総合点の高かった事業者を辞退事業者に代わり採択するものとする。

【評価方法】

◇次の基準に基づいて採点

	【配点：15点】	【配点：10点】	【配点：5点】
優れている	15	10	5
やや優れている	12	8	4
普通	9	6	3
やや劣る	6	4	2
劣る	3	2	1

◇業務実績は、以下の基準により採点

【配点：5点】

令和2年度から令和3年度までの間に 本業務と同種・類似業務の実績が2回以上ある。	5
令和2年度から令和3年度までの間に 本業務と同種・類似業務の実績が1回ある。	3
令和2年度から令和3年度までの間に 本業務と同種・類似業務の実績がない。	1

◇府内企業は、以下の基準により採点

【配点：5点】

本拠(本社)が京都府内に所在している。	5
業務推進の拠点(支店等)が府内に所在している。	3
上記以外で府内在住者を雇用	2
上記以外	0

◇経費は、以下の基準により採点

【配点：15点】

満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点以下第3位を切り捨てる。	
上限価格を超過	無効